

## 1.5 海運に係る諸規制

### 1.5.1 規制改革要望

当協会は政府の規制緩和推進計画が開始された平成 7(1995)年より、会員会社から寄せられた海運関係の規制改革要望を行っており、これまで一定の成果を挙げているが、依然として措置されていないもの、若しくは措置不十分なものがある。平成 21(2009)年 9 月の新政権の発足に伴い、従前の「規制改革会議」は平成 22(2010)年 1 月に内閣府に開設された『ハトミ ミ.com 国民の声』において、その基本的な活動を継承しており、当協会は会員に照会しつつ対応している。

### 1.5.2 日本籍船に係る規制緩和

日本籍船に係る様々な規制について、当協会は、海事局に対しその抜本的緩和を求め、これを受け、平成 22(2010)年 5 月、海事局内に「競争力ある日本籍船増加のための規制改革検討プロジェクトチーム(PT)」が設置され、PT と当協会関係者が意見交換しつつ検討が進められている(船協海運年報 2010「1.5 海運関係分野における規制改革の一層の推進」参照)。

当協会の主な要望事項とその進捗は次の通り。(平成 24 年 3 月末現在)

#### ①船舶登録窓口一元化

船舶新造や Flag Back (FB) の際、登録窓口が本省、船籍地運輸局、船籍地法務局、船舶所在地運輸局、船舶所在地総合通信局等に分かれており、各窓口への往訪に手間と時間を要することから、窓口一元化を要請した。

国交省関係の書類等については、検査測度課管轄分は一括で受領し、各運輸局に転送するというような対応を行い一定の効果が出ているが、船員関係の窓口等一元化、各種発給証書の受領地拡大、外地での手数料支払いに係る現金持参等、他省庁関係の問題を含めた総合的な一元化を要請している。

#### ②証書・書類・検査手帳等の英文化

日本籍船への外国人全乗が認められたため、当協会は船上に備え置く全ての書類の英文化・英文併記を要請した。

当協会が要望した各種書類の英文併記は全て成されたが、外国人船員や海外の管理スタッフ等がより容易に書類が理解できるような表記方法を要請している。

#### ③船舶検査の簡素化(NK への業務代行、裏書シールのスムーズな受領等)

定期検査の分割(Commence/Complete)を採用し、Commence で入渠を含む検査を実施し、Complete を Afloat 状態で実施する場合、本船の停泊時間が一般的に短時間である Afloat 状態で条約証書の更新検査を実施することになるため、新しい条約証書を受領するまで出航することができないという問題があり、改善を要請した。

現在、国交省は、無線設備に関する貨物船無線安全証書(SR)の発給等を承認した船級協会が代行できること、およびその他の条約証書も含めて、条約の規定(定期検査終了時の検

査執行者による旧証書への裏書により、当該証書の有効期間を 5 か月間延長できるという規定)の内容を取り込むための船舶安全法の改正法案を、今通常国会へ提出しており、法案が成立次第、必要な省令改正等を行う予定とされていることから、証書の発給に関する問題については、大きな改善が図られることとなった。

#### ④EPIRB、双方向無線電話、レーダー・トランスポンダ(SART)検査の簡素化、SR 検査簡素化

非常用位置指示無線標識(EPIRB)等の無線機器について、条約要件には無い年 1 回の陸揚げ検査が要求されており、これらの緩和(船上検査実施等)を要請した。また、検査簡素化の為、他条約証書検査と同様に、貨物船安全無線証書(SR証書)の船級協会による代行発給等を要請した(上記③と同様)。国交省は、EPIRB 等の検査内容の簡素化について、総務省・海上保安庁と調整した結果、中間検査時においては陸揚げせず、船上において検査を実施することができるよう、平成 24(2012)年 6 月 26 日より所要の改善が図られた。

なお、SR 証書の船級協会による代行発給については、前述のとおりである。

#### ⑤STCW 条約締結国の船員資格の自動承認

承認制度の簡素化に関しては、成長戦略船員資格検討会において国内海事法令講習の E-Learning 化や二級航機士以下への機関承認制度等の導入等が決定されたが、当協会は機関承認制度の一級航機士以上への拡大や、最終的には自動承認が実現できるよう要請している。

#### ⑥型式承認の拡大、手続き簡素化等

日本籍船と外国籍船のコスト差の一因となっている舶用品は、外地の場合、日本舶用品検定協会(HK)承認品の入手が困難である場合を鑑み、Marine Equipment Detective(MED)承認品や United States Coast Guard(USCG)承認品との相互承認等、型式承認の拡大を要請している。

国交省は、FB の際などの個別製品の対応については前向きに応じていると共に、手続きの簡素化・迅速化、慣例の明文化も実施しているものの、MED や USCG との相互承認等、抜本的な改革は進んでいないので、引き続き、型式承認の拡大を要請している。

#### ⑦雇入れ手続きの簡素化

雇入れに関する届け出手続きを大使館等窓口まで往来の必要が以前はあったが、大使館等窓口往来回避を目的とした電子メール等での届出を認める通達改正が平成 23 年 10 月より施行された。

#### ⑧STCW 条約締結国の無線資格の自動承認

わが国では、外国人船員(航海士)は、第三級海上無線通信士資格(三海通)に相当する国際資格(GOC)を受有しているにも関わらず、日本無線協会がマニラ等で開催している養成課程を受講し、修了試験に合格する必要があるため、外国人船員にとって他国籍船に乗る際にはない負担を課している。

当協会では、STCW 条約締結国が発行する無線資格を自動承認する制度の確立を要請

している。

#### ⑨無線資格に係る簡素化等

日本籍船に乗り込む通信士の資格は、総務省管轄の三海通および国交省管轄の三級海技士(電子通信)(三電通)と、類似した2つの資格取得が義務付けられている。三海通は一度取得すると更新の必要がないが、三電通が5年更新となっている。STCW条約では資格は5年毎の更新の必要があるため、両方を取得する必要がある。

当協会では国際海運界で想定されていない三電通の廃止を含めた抜本的解決を要望しているが、総務省管轄資格(三海通)との兼ね合いもあり、緩和が進んでいないので、引き続き海事局のサポートを要請している。